

平成22年度第2回滋賀県環境こだわり農業審議会議事概要

【日 時】

平成22年9月15日(水)13時30分~

【場 所】

大津合同庁舎7-C会議室

【出席委員】

増田会長、赤松委員、井狩委員、井手委員、海老澤委員

久保委員、中村委員、成田委員、橋本委員、安田委員

(1) 滋賀県環境こだわり農業推進基本計画の改定について

【増田会長】

それでは、最初に議事の(1)の滋賀県環境こだわり農業推進基本計画の改定についてということで、資料2を中心にご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

【事務局】

資料に基づき説明。

【増田会長】

はい、どうもありがとうございます。

それでは、今、ご説明いただきました基本計画の改定について、前回に比べると全面的に文章化をしてご提示をいただきましたので、これをめぐって検討していきたいと思います。

どうでしょうかね。順番に進めていったほうがいいような気もいたしますので、最初のページで言いますと、3ページから5ページまでの全体のところですね。この部分、全体の構成でありますとか、基本方針の表現でありますとか、この大きな柱立ての部分で少し意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。井手委員、お願いします。

【井手委員】

そしたら、私のほうから3つほど言わせていただきます。

まず、3ページの一番頭の「計画策定の背景」です。これは名前のとおり、この計画を策定することに至る背景について述べられているのですが、この背景のところ、実は今回改定する平成19年に策定されたとする基本計画

の前期の計画のことが何も書かれていないのです。にもかかわらず、最後のほうで突然、計画を改定してつくりますというふうになっているので、これはいかにもおかしいので、いろんな制度の開始、条例の制定等々とあわせて、平成19年にこの推進基本計画を策定したということを明記しておくべきだと思います。1点目です。

それから、2点目です。めくっていただきまして4ページです。4ページの頭から2行目。これは単に文章上の表現の問題なのですが、2行目、「『目指す姿と総合的指標』の下、3つの『基本方針』を掲げ」というふうになっているのです。これは本当に表現だけの問題なのですが、この日本語ですと、最初の「目指す姿と総合的指標」というのは前の計画からあって、基本方針だけ新たに掲げたようなニュアンスになるので、目指す姿と総合的指標もこの新しい計画で新たに掲げたということがこの表現では出ないので、少し表現を工夫していただきたいと思います。

3点目です。目指す姿がこのページの中央よりやや下めに括弧で書かれているのですが、その1行目の真ん中あたりに、「環境こだわり農業の技術が農業生産の大半の場面で取り入れられ」というふうになっているのですが、これはどうなのでしょう。目指す姿というからには、決してこの計画期間で達成できる、できないではなくて、その先まで目指して、こういうところを目指していきたいということですので、これはやはり「大半」ではなくて、「すべての場面」というふうにあってしかるべきではないかと思います。

以上、3点です。

【増田会長】

はい、どうもありがとうございます。ほかにもご意見があるようでしたら先にお聞きしたいと思います。文章表現も含めてご指摘をいただいとくと、それでは久保委員、お願いします。

【久保委員】

今、聞くのがいいのかどうかよくわからないのですが、これから米のトレーサビリティが始まるというのを聞いているのです。それは、このこだわりとは今後どうかかわってくるのですかね。

【増田会長】

ありがとうございます。これはまた後ほどご説明いただくということにしたいと思います。

そのほかいかがでしょうか。

はい、それでは井狩委員、お願いします。

【井狩委員】

今、4ページの「総合的指標とその目標」で現状、水田における環境こだわり農産物栽培面積の割合が33%であると、平成21年段階で。この目標が27年度の段階で50%に引き上げるといふことに対して、これは何を根拠にというのが1つ。

あと、個人的な話というか地域的な話になるのですが、今環境こだわりの補助金が雲行きが怪しくなってきた。それによって米ないし農産物の生産を大分取り組んでいる部分があるのです。御存じの方もたくさんおられると思うのですが、今年は米価が1俵当たり平均で1000円ぐらい既に落ちていまして、危機的な状況になりつつある中で、今の民主党が戸別所得補償をおっしゃってはおられるのですが、米屋さんもそれをしっかり聞いてはるので、1反当たり1万5000円が出るのやったら、1反当たり1万円か1万5000円近くまで値引きして買わせてもらってもええのやねというような言い方で物を買われているというのが、実際の現場での現状でございます。それに対してコストパフォーマンスをねらった中で生産していかなければいけないというのが我々の課題なのですが、それに伴い結構苦労している次第でございます。

この50%というのが書いてありますけれども、これがどういう形に今後動いていくというのが1つあります。以上です。

【増田会長】

はい、どうもありがとうございます。目標設定をどう考えるかということで、1つ、この50%を掲げるかどうかというのは大変大きな問題なので、少しご検討はいただきたいと思います。

さて、それではこのくらいのところで一たん区切りまして、今の段階で事務局のほうから回答をいただければありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【事務局】

まず、井手委員に表現等の問題についてご指摘いただきました。背景のところ、19年度の計画について触れておくべきだということが1点。目指す姿以降が今回新たに入れてきたことなので、それがわかるような表現をしてはどうかということでございます。これはご指摘のとおり、表現を改める方向で検討させていただきたいと思います。

それから、目指す姿のところ、**「大半」**ということではなくて、**「すべ**

て」ではどうかというご指摘だったのですが、この我々が目指す姿をイメージしたときには、県下のどこに行ってもほとんどどこでもやっていたというイメージで、「大半」という表現を使わせていただいたのですが、なかなか全部と言い切るところまでちょっと思いつきをいたしませんでした。この点については、また委員のご意見をそれぞれお伺いできたらなと考えております。

米のトレーサビリティにつきましてお答えしたいと思います。今、生産現場のほうでは、これはトレーサビリティではないのですが、生産者の方は生産履歴記帳というものを皆さん取り組まれておりまして、農協さんに出される場合には、それをすべて米の出荷と合わせて提出をされていたり、あるいはそれ以外の業者さんに出される場合でも、同じようにそういう履歴記帳をともに提出して米を出荷されているというような状況でございます。恐らくトレーサビリティで問題になりますのは、流通段階でどこの米がいつ、どれだけ入ってきて、そのお米がまたいつどこに出荷したか。それぞれ消費者から生産段階まで遡求できるというようなことが必要になってくるというので、過去にありました事故米のときに、なかなかそのあたりがはっきりしなかったということをとらまえて、今のトレーサビリティという取り組みが注目を浴びているのですが、生産段階では今申し上げましたような形できちっと記帳していただいて、その米をいつ出荷されているというようなことは把握できるような状況になっておりますので、環境こだわり農業というよりも米の生産から流通段階に乗る部分については、かなり問題なく取り組めてきているかなというふうに考えております。

続きまして、水稻における環境こだわり農産物栽培面積の割合を50%とする目標設定の根拠、考え方はどうなのかということにつきましてです。

我々、ここで目標を設定する際に考えましたのは、1つとしては環境こだわり農業が滋賀県農業のスタンダードになる姿というのが一体どういう姿なのかということの数値であらわしたいというのがそもそもございました。やはりスタンダードと言うからには、やはり何かの指標が半分というのは1つあるのではないかと。環境こだわり農業というのは環境こだわり農産物だけではなくて、認証には至らないけれども、そうした取り組みをされている方も含まれま

すので、県が認証する環境こだわり農産物の取り組み面積は半分になるということまで行けば、これは環境こだわり農業はスタンダード化になったのだというふうに言えるのではないかなということで、3分の1まで来ていますけれども、その段階でそこまで言えるかという少し、まだ3分の2残っているではないかという話になりますので、そういう意味から50%という数字を持ってきました。

ただ、数字を掲げるだけでは手法がございませんので、そこはどうかということですが、1つは19年以降、まとまった取り組みというのを推進してきました、水田農業についてはそれが比較的功を奏して広がってきたということがございますので、各地域で組織されています活動組織あるいは集落の単位で今まで取り組んでいただいているところで、さらに取組比率を高めていただくような手法で広げていけなかなと考えております。

もう一つは、基本方針2のほうで近江米として販売されていくものについて、環境こだわり農産物認証を基本にしていこうということで、具体的にはコシヒカリなり秋の詩という品種を挙げておりますけれども、そうした品種を重点的に環境こだわり農産物認証に乗せていってもらいたいということで、人といいますが、取り組む方については活動組織での比率を高めていってもらいたいということであるし、品種についてはコシヒカリ、秋の詩を広げていただきたいというようなことで考えております。

【増田会長】

はい、どうもありがとうございます。いかがですか。補足で何か皆さん、久保委員、よろしいですか。井狩委員、いいですか。

【増田会長】

また方針2でも出てくる部分ですので、また何かあれば質問していただけたらと思います。

それでは、基本方針1についてはいかがでしょうか。環境こだわり農業のスタンダード化・定着化に向け、環境に配慮した技術の実践・拡大を一層推進しますという項目ですが、ここはいかがでしょう。

井手委員、お願いします。

【井手委員】

会長、済みません。ちなみに、目指す姿の「大半」を「すべて」にかえてはどうかということに対して、ほかの委員の皆さんのご意見はどうですか。

【増田会長】

そうですね。これはいかがでしょうかね。ほかの委員の皆さん、ご意見が

ございましたら。

この姿というのは、いつの姿なんですか、目指す姿は。理想状態ということなのか、それともある程度、5年後ということイメージするのか。

はい、安田委員、どうぞ。

【安田委員】

ここの基本方針のところ、環境こだわり農業のスタンダード化と言っているわけですね。環境こだわり農業が本県農業にスタンダードになるようにと言っているのですから、井手委員のおっしゃることもごもっともかなという思いはいたしますね。環境こだわりが本県農業の標準やと言うわけでしょう。ここではそう言いながら、こっちは大半というのはいまいちちょっと。そこら辺の整合をどうとるのかということになるうかと思えますけれども。

【井手委員】

ちょっと腰がひけているイメージが。

【増田会長】

ほかの委員さん、いかがですか。

ニュアンスは大分違いますね。「すべて」と表現するのと「大半」という表現では大分違いますが。

はい、どうぞ。中村委員、お願いします。

【中村委員】

うちの農業なのですけれども、うちは鳥を飼っていて、その鶏ふんをほとんど田んぼにやって、それだけで肥料は終わりというようなやり方をずっとしてきましたので、もともとこのこだわり農業の認証をとるというよりも、逆に有機のほうに興味を持ってだんなが先にとったのです。

ただ、そういう人もいはると思うし、その中でももちろん環境こだわり農業の技術をもうクリアしているのとらえるのか、有機というのも本当にいろんなやり方があって、細かく言えば家で作ってはるようなことのつくり方もそうであると思うし、ちょっと指標としてこの中にうちの農業は入るのかなと思ったりもして、数字にこれは入るのかというのは、この会議に入るときからちょっと疑問ではありました。

【増田会長】

はい、どうもありがとうございます。

念のために、今のご質問から言うと、環境こだわり農業の技術がと言った場合に、有機農業の技術はこの中に含まれるのかどうかというようなことにもつながってくるわけですね。

ちょっと回答があればお願いしたいと思います。

【事務局】

整理をしたほうがいいので、ちょうど条例を添付しておりますので20ページを見ていただきたいと思います。

これは先ほども若干触れましたけれども、20ページの第2条の(2)のところに、環境こだわり農業というものの定義をしております。ここは農薬なり化学肥料の使用量が慣行的使用量を相当程度下回って行われる農業であって、堆肥であるとか、あるいは農業排水の管理であるとかについて配慮した農作物を栽培するものとするということになっております。ここでは「相当程度」という表現を使っております。

環境こだわり農産物は一体何なのかということ、その次の(3)に書いてありまして、「13条第1項の知事の認証を受けた農産物をいう」ということで、その13条第1項は何かといいますと、22ページでございます。13条には細かい要件を書いてないのですけれども、14条のほうにその細かい要件を書いております。22ページの真ん中より下ぐらいなのですけれども、14条2の(1)のところに、ここでは、化学合成農薬および化学肥料の使用量がそれぞれ慣行的使用量の5割以下である、ということと堆肥の利用であるとか農業排水の適正管理であるとかというのは先ほどと同じなのですけれども、違うのは環境かわりに農産物というのは慣行的使用量の5割以下であるということで、環境こだわり農業というのは5割まで行かなくも相当程度、相当程度は一体何なのかというのははっきりしてませんけれども、5割まで行かなくても削減するような取り組みであれば、環境こだわり農業というふうに入れましょうと。

これは制度が始まったときに3割の部分の認証制度もありましたので、そういうことも含んでいるのですけれども、一定の基準がはっきり定まっている、それ以下のレベルで取り組んでおられるところを環境こだわり農産物として認証するし、そこまでの基準に達しないものについては環境こだわり農業として含めるということですので、有機農業についても恐らく無農薬、無化学肥料だと思えるのですけれども、入る場合もあるし入らない場合もあります。無農薬、無化学肥料でやっていただいても濁水を流されていたら、それはちょっと環境こだわり農業とは言い難いところがあるので、すべてが入りますとは言えませんけれども、環境こだわり農業の農薬の使用あるいは化学肥料の使用については、5割を越えて使われているか、5割以下になっているかということ

ころで環境こだわり農産物と環境こだわり農業というのは区分けをしております。

ですので、環境こだわり農業の中に環境こだわり農産物、環境こだわり農業の範囲の中の一部として環境こだわり農産物があるというふうに判断していただいたらいいと思います。50%というのも環境こだわり農産物の生産が50%まで行っていれば、環境こだわり農業はスタンダード化したと言えるのではないですかと、大方のところで行われているというふうに言えるのではないですかというのが我々の考え方です。

そうしたものが大半というのでいいのか、それとも全部というふうに言うべきなのかというのは、ちょっとまたご意見をお伺いしたいというところです。

【増田会長】

はい、どうもありがとうございます。なかなか難しい問題ですね。

【事務局】

もう一つ、補足させてもらってよろしいですか。

【増田会長】

はい。では、お願いします。

【事務局】

例えば、水稲なんかの場合ですと、今種子を消毒して農家さんに苗を供給するという体制を各農協はとっておられるのですけれども、この場合でも以前ですと種子の消毒に農薬を使うと、あるいは土壌の使う育苗土の消毒に農薬を使うという方法をとっていたのですけれども、今は温湯消毒という形で農薬を使わない方法で苗の供給がされていたり、あるいは水稲ですと防除をするのに集落ですとか地域全体に防除をするのです。この農薬、例えばいもち病とかカメムシとかいろいろ主要な病害虫があるのですけれども、幾つかの混合剤を何回か今まで散布していたのですが、そのところを病害虫の発生状況を把握して、今年はカメムシだけで行けるとか、あるいは今年はこの地域はいもちの防除だけで行けるかなとか、そういうことを判断しながら地域全体として薬剤を減らしてきていますので、認証制度というのもあくまでも制度の枠の中のお話でございますし、環境こだわり農業といいますと、そういった地域全体あるいは農協さんを初めとしての大きな組織での取り組みを通して、相当な農薬なり化学肥料の削減を図っていくということで、その制度の枠の外側の取り組みも含めてお話をしておりますので、制度としては50%やっっていけば、水稲の場合ですと、地域全体、環境こだわり農業がスタンダードとして定着するという考え方をしておるといってでございます。

【増田会長】

はい、補足、どうもありがとうございます。

ちょっとすぐに結論が出ないので、僕のちょっと懸念するところを申し上げますと、環境こだわり農業の技術がというところで、技術というところに戻りますと、化学合成農薬と化学肥料を半分以上に減らすということと琵琶湖環境に配慮するという2つの要素があるのですが、今日配られていると思うのですけれども、あらましですね。このパンフの7ページ、8ページのところが環境配慮技術の一覧になっているのですね。この環境配慮技術をオプションで必須技術とその他のオプションの技術というふうになっていて、採用してもいい技術もあれば、そうしなくてもいい技術があるという技術一覧みたいになっているわけです。そのときに、この文言をストレートに対応させようとする、環境こだわり農業の技術というのは、非常に多様性があって、県が挙げている技術もあれば、有機農業のようにまだ民間で改善しつつある技術もあって、いろんな技術があると。そういうものをどう扱うかという難しさが出てくるものですから、すべてと断定してしまうと、県の認定技術がすべての場面で使わなければならないのかという逆に要らぬ混乱が出てこないかというむしろ僕は懸念をすところだったのですけれども、ちょっと技術という用語の理解の問題もひっかかるなというふうに思ったところです。

これはいかがでしょうかね。まだご発言いただいてない委員さんでご意見があれば。

はい、お願いします。

【赤松委員】

ちょっと素朴な疑問なのですが、だんだん高齢化になってきてまして、こういう技術をそういう高齢の農家の方にどのように伝えていっているのかなと。

あと、この面積を広げるのにどういった方法で若手を育てていられるのかなというのがすごく疑問なのです。うちのお店に出荷される農家さんも、「きのうトレサビ出したし、あしたから出荷するわ」とか「いやいや、1週間、2週間、ちょっと待ってください」というふうにお話はするのですが、そういう農家さんがちょっと多いので、どういうふうに技術を伝えていって、若い世代に伝えていっているのかなというのをお聞きしたいです。

【増田会長】

今のご質問は、こういうふうを示しても対応できない農家も出てくるので

はないかというご意見と受けとめて。

【赤松委員】

途中で断念しそうだなと思って。

【増田会長】

ああ、そうですか。この点について何か事務局はコメントがありますか。

【事務局】

技術については特別に難しい技術であるとか、非常に高度で経費がかかったりという技術ではないのです。今までの現場への普及の中では、いろんな研修会であるとか、あるいは、各出先に農産普及課というのがございますが、この中で普及指導員に現場で指導しながら、情報紙として農家向けに発信しておるといところでございます。こういった手法については、今後もずっと続けていく中で広げていきたいと考えております。

【増田会長】

はい、ありがとうございます。この「大半」か「すべて」というのは井手先生、どうですか。今の議論を聞かれて。

では、橋本委員、どうぞお願いします。

【橋本委員】

私の意見なのですが、それでも、「すべて」と「大半」ということであれば、私はどちらかというと「大半」のほうが該当するのではないかなと思うのです。特に米なんかはこの近年の中で環境こだわりの作付も非常に増えてきて、目指す方向なのですが、野菜はどちらかというとちょっと面積の伸びが遅い状態で来ていますね。全体を合わせたときには「すべて」でくくってしまうのは余りにもあれかなと。やはり「大半」というほうが適切なのではないかなと私は思います。

【増田会長】

はい、どうもありがとうございます。井手委員、いかがでしょうか。

【井手委員】

もちろん、どこまで目指すかというのは1つ議論になると思うのですが、1点だけ確認させていただきたいのは、通常こういう計画における目指す姿というところは、少し長期的なスパンを見ているものが目指す姿で。時としては未来像と言ったり理想像と言う場合もございます。大体計画というのは、計画期間というのを5年か10年持っていて、当然その計画期間に対応する計画目標というのを持っているのですが、それに対して計画目標を積み重ねていく先の20年先、30年先あるいは50年先が目指す姿である理想像、将来像であるということですので、そういった意味では私個人としてはもちろん5年先、10年先は無理かもしれないのだけれども、その先、20年先、30年先にどこまで目指すのだということであるのであれば、目標は高めに設定すべきで

あるというふうには思っております。

【増田会長】

はい、ありがとうございます。ちょっとこれは保留にして先に進んで、また時間があればというか後でまた戻ってきたいと思います。

審議の時間の関係もあって、先ほど基本方針1だけでというふうに思いましたけれども、残りの部分全体でご意見をちょうだいしたいと思います。どこからでも結構ですので、お気づきの点をご指摘ください。

はい、井手委員、お願いします。

【井手委員】

特に6ページ、7ページの基本方針1の部分です。端的に申しますと、要は地球温暖化であるとか生物多様性に関して、この計画でどこまで踏み込むのかという点で、先ほど事務局からご説明がありましたように、基本としては環境こだわり農業を推進していくことを通じて、生物多様性の保全であるとか地球温暖化対策に寄与していくという考え方は、それはそれで非常にクリアで結構だと思います。

ただし、やっぱり今の計画では、一応そのあたりの考え方をさらっとは言っているのですけれども、余りにもさらっと言っているだけであって、実質、では何をやるのだということが見えてこない。結局、先ほどの話ではないですけれども、これから補助金をとろうと思っても、あるいはブランドで売っていかうとするにしても、やっぱりこういった温暖化対策であるとか生物多様性を重視したというのは、やっぱりもっともっと強調していかないといけないのではないかと。

その意味で具体的に言いますと、要は指標がないのですよ、目標が。生物多様性あるいは温暖化対策に取り組みますと言いつつも、計画としての指標あるいは目標値がないと。

さらに、具体的な提案としましては、前回ゆりかご水田の問題が基本方針2にあったのですけれども、私が非常に反発したのはブランド化するためにゆりかご水田を使うというのは本末転倒だと申し上げただけであって、基本方針1の中でゆりかご水田のより普及を目指すというのは非常に妥当なところだと思いますので、例えば生物多様性への保全というのであれば、この基本方針1の指標及び成果目標としてそういったゆりかご水田のものを入れるでありますとか、あるいは地球温暖化対策にしても、どうせ滋賀県として温室効果ガスの

推定を当然やるわけですね。当然、県として農業関係、農業生産関係でどれぐらいの温室効果ガスの発生があるのかというのは計算していくわけです。なおかつ、滋賀県の場合は2030年までに50%削減とかそういうことを言っているわけですから、少なくともそれと矛盾しないような形で農業生産にかかる、ひょっとしたら流通等にかかる温室効果ガスをまた指標として掲げる、あるいはその指標をどこまで落すかというのを、そういった県の温暖化対策にかかわる計画と矛盾しない限りにおいて、目標値として書き込むということを1つやるだけで、非常にクリアにこの計画としてどう生物多様性保全に取り組むんだ、どう温暖化対策に取り組むんだというのが打ち出していけると思いますので、ぜひそういうふうにしていただけたらと思います。

【増田会長】

はい、どうもありがとうございます。

これは生物多様性、地球温暖化対策を基本計画の中でどう位置づけるかという問題なのですね。若干、事務局のほうから前回の議論を踏まえての補足的な説明はあったのですが、委員の皆さん方、いかがでしょうかね。このあたりについて、関連してご意見をいただければありがたいと思うのですが、

はい、お願いします。

【井狩委員】

資料1の成果目標のところに、水田ハローによる浅水代かきの実施率とかあるのです。農業で僕はほとんど耕種で米、麦、大豆ばかりやっているのですが、燃料の使用量が物すごいのですよ。燃料も上がってますし、同時に肥料も化学農薬も全部上がるのですけれども、正直燃料は余り使いたくないですね。僕、環境のことも結構考えてますので。

それで、トラクターに変速機がついてまして、抵抗が少ない作業においてはエンジン回転を下げて、変速機をうまいこと使って作業をすると、大分燃料の消費量が下がるのですね。そういうところも営農指導のほうでつけ加えていただいても、機械が別につぶれるわけでもございませんし、作業能率が落ちるわけでもないの、結構皆さん知られてないというか、そういったところも大きいかなと思います。

あともう一つですけれども、その2つ下に行ってもらって、耕畜連携等による家畜ふん堆肥の利用率です。うちのほうでも昔から堆肥を入れたこともあ

るのですけれども、中に結構雑草の未熟な種子等、飼料の種やったりもするのですけれども、これが田んぼに入ると雑草化しましてすごいことになるのです。懸念するところが1つです。あとは、堆肥の悪臭の問題もあります。

今、環境こだわり農業で農協が加工して袋にして使いやすくしてあるやつにはおいやらもましてして、肥効も高密度のものになっていますのですごい使いやすいので、お金はかかりますけれども、現状そういう形でやらせてもらっています。

あと、もう一つ、農薬を減らす技術としましては、うちの地域でも、僕の家でやっているのは、環境こだわり、農薬の消費量はすべて半分以下は徹底してまして、これはなぜかと言ったら、先ほども言ったコストパフォーマンスなのですけれども、米づくりが一番簡単な農業の部類にはなるのではないかなと思うので、環境こだわりは比較しやすい部類にはなると思います。

それと、あとそれに生産をずっとしていつて穂がちよっと出てくるときぐらいに、ラジコンのヘリコプターで滋賀県はほぼ全域にまかれていると思うのですけれども、防除、いもち病とカメムシの防除が一般的に行われてまして、これも正直、米が見た目、汚くなるとか若干の収量が落ちるとか歩どまりが悪くなったりとか、それを予防するためだけのものにして、これも農薬代が面積がありますので結構ばかにならないと。これも正直な話、やらなくても僕はいいのではないかと。なぜかという、米の見た目は影響するのですけれども、最近米を結構きれいに仕分けしてくれる機械が割とたくさんいろんなメーカーから出てきてまして、機材は安くはないのですけれども、それを2年間ぐらいかけてやれば、その機材はペイできるくらいかなと思っています。これで例えばカメムシが米を吸うと、それが黒ばんだりして等級が落ちるのですけれども、2等とか3等に落ちたものもその機材をかけて、5%か数%以下のものをはじいてくれると、それが1等の米に上がるので、実際のところ言うと、それで環境こだわりがクリアできるのであれば、なおよいのではないかなと思うので僕の意見です。

以上です。

【増田会長】

はい、ありがとうございます。今のご指摘いただいたご意見は、要するに技術のあり方がまだまだ可能性があるということですよ。環境こだわりの農

業技術がいろいろ可能性があるのですが、その部分についてはまだ研究も開発もして、この一覧の中に入れられる技術がまだあるのではないかとご提案として受けとめさせていただきたいなと思います。

それから、井手委員からございました温暖化対策をどう位置づけるかという問題ですね。この基本計画の中では、数値目標もさることながら、施策の方向として基本方針1では化学合成農薬と化学肥料があって、次に農業排水があって、地域資源循環と生物多様性というのがここに出てくるのですね。もしも明示的に温暖化対策を入れるのであれば、この施策の方向の枠の中に温暖化に配慮した農業技術だとか環境こだわり農業の発展とか温暖化対策というのが入るとい形になれば、もう少し明示的に方針化されたということになるのですが、このあたりはたしか農政課のほうでもいろいろ検討はされていると思うので、今の段階で事務局でコメントがあればお聞きしたいところですが、いかがでしょうか。

【事務局】

ただいま増田会長のほうからご案内いただきましたように、県としましては温暖化の戦略という形で今年度を一応めどとしまして、現在検討を進めているところがございますので、その中で、現在わかってきております情報としましては、これは実は県立大学の先生方にご協力もいただいて分析もしているわけなんですけれども、環境こだわり農業を使った形と、あるいは慣行栽培をした形での温室効果ガスの排出にどう違うがあるかという検討もしていただいたところではあるのですが、結果といたしましてはさほど大きな変化がないという結論も出ているところでございます。

ただ、農業の技術の中で、先ほど来、お話が出ています耕畜連携などによります堆肥を投入することによって、農地に炭素を貯留するであるとか、あるいは適正な中干しの期間をとるといようなことによってメタンの発生を抑えられるとかといった技術もあるということがございますので、環境こだわり農業の推進とあわせてそういった農業技術の普及、啓発というものも今後図ることによって農業、水産業の分野からの温室効果ガスの緩和、削減といった部分で、PRあるいは啓発ができればなと考えているところです。

【増田会長】

はい、井手委員、どうぞ。

【井手委員】

ちょっと確認したいのですが、県立大学で環境こだわり農業による

もう一点は、生物多様性の保全については、こだわり認証の中で一応環境配慮技術の中には入れ込んであると。そういう意味では、成果目標の中に前回入っていたゆりかご水田の面積を別に復活させても何ら支障はないのではないかとというご意見でもあったと思うのですが、このあたりはいかがでしょうかね。

【事務局】

前回は、先ほどありましたように、基本方針2の中に入れておりました。そこに入れることについてはどうかと。ブランド化の手段としてゆりかご水田はというご意見もいただきました。その後、私どもが検討いたしました中で、魚のゆりかご水田につきましては全県的に取り組もうとしたときに、湖辺周辺に限られてしまうということもあります。かわって、豊かな生き物をはぐくむ水田の取り組みということで、琵琶湖周辺だけではなくて山沿いのところとかそういうところでも生き物をはぐくむ取り組みができるのではないかとということで、実は計画があるのですけれども、そういったものも考えられないことはないなどは議論してきましたが、その辺の数値目標等については、まだ検討されていないということもありますし、このゆりかご水田につきましては、プランの中では環境のところでも成果目標として入っていますが、こだわり農業につきましては、先ほどから本質的に環境こだわり農業を進めることによって生物多様性とか地球温暖化に対する効果が期待できるという意味での推進をしようということから、ストレートになかなか結びつかないということで、本文の中には取り組みとしては入れてはおりますけれども、成果目標としては外そうかというところで結論をつけて、こういう結果として持ってきました。

【増田会長】

はい、ありがとうございます。もともとこの基本目標が環境こだわり農産物の認証制度から始まっているところもあって、認証に直接結びつかないような要素というのはなかなか入れずに来ているのですけれども、基本方針ではあるので、ある程度まで認証に直結しないような要素も入れ込んででもそう矛盾はないだろうというふうには思うのです。

ただ、ちょっと温暖化の問題については、まだ何か微妙な意見があり得るなというふうに思っているのですが、生物多様性についてはこれまで取り組みの実績もあるし、また基準の中に含まれていることもあるので、もう少し必要であれば強めの表現をしてもいいのかなという感触を私自身は持っているところであります。

また、中途半端ですけれども、そのほかに少しご意見をいただきたい。安田委員、お願いします。

【安田委員】 教えてほしいのですが、この化学合成農薬と化学肥料の使用量の削減というのは、栽培する作物というのですか、生育中に使う量のことなのですね。収穫後に使う農薬は何も言ってないわけですね。

【事務局】 ここではそうですね。

【安田委員】 先ほど言ってましたように、今、私も弱っておりますのですが、外来種の雑草が大豆畑に生えているのです。物すごいのですわ。今さら除草剤もまけないし抜いているのですけれども。いろんな話をしていると、来年の稲作に向けて、今収穫が終わってわらくずが田んぼに散らばっていますけれども、そこへ除草剤をまいて、いわゆる水田に入る除草剤をそこで抑えようというようなことも言っている人もあるのです。

そうしますと、7ページのところにもございます本計画における生物多様性の位置づけと、コラムとおっしゃいましたが、ここにあるのですけれども、そういった作物を収穫した後に圃場にまく農薬のことは触れなくていいのかどうかと。

それと、先ほども井狩委員がおっしゃいました堆肥の利用を一層進めようということなのですが、完熟した堆肥でないと外来の雑草が多くはびこりますので、そこら辺も、これとはその部分については直接関係ないかと思うのですが、ただ心配しますのは収穫後に圃場にまく農薬、そこら辺は何でもありでもいいのかなというようなことにならないように、何か歯どめが必要ではないかなという思いがするのですけれども。

【増田会長】 かなり使われると見ていいのですか、収穫後の。最近、使われるようになってきたのですか。収穫後の農薬散布、除草剤。

【事務局】 この前もJAから、収穫後のわらがあってもその上から除草剤をまいても効きますよというチラシは入ってますね。そうすると、稲を植えてから除草剤を普通まいているのに、ヒエとかホタルイとかそういうようなものが発生しないようにということで、稲を植えた後、田植えした後、何日か後に除草剤をまいているのですが、それでも効かないときがあるのです。それだったら、秋のうちに、収穫した後に枯らしておこうというようなことが起ってます。

ですから、そういった辺は、この栽培基準という中にある農薬、化学肥料の5割以下の基準というのがあるのですけれども、これ以外でやる農薬は何も言ってないわけですね。そうしますと、何でもありかとなりますので、その部分で。

【増田会長】

ここは何か公式見解は今のところありますか。

【事務局】

農作物、例えば今つくっている農作物に対してはないのですけれども、その次の作物については、前の作物を収穫した後からその作物を植えて収穫するまでの間の分を1つのものとカウントしますので、今つくっているものにはカウントしませんけれども、次につくるものにはカウントするような制度になっています。

このあらましの5ページに認証制度の詳しいことが載っているのですけれども、その下の注意書きのところの 番に、化学合成農薬、化学肥料の使用量は前作物の収穫収量後から当該作物の収穫終了時までの期間において使用した量としますとなっていますので、これはあくまでも農産物に対しての認証ですから、収穫されてからその圃場にまかれるのは、そのときにとられたものについてはカウントしないのですけれども、ずっと水稻を続けられていたりとか、大豆の後に水稻をされた場合は、大豆には入らないのですけれども、その後の水稻にはカウントしますと、制度上、そういう設定になっていますね。これは水稻だけでなく野菜やら全部そうです。野菜なんかはかなり連作といいますが続けて栽培されますので、しかも前の栽培されたやつ残渣とかが結構残っていたりというのがありますので、そのときに収穫後、使いものにならないやつを枯らすために除草剤をまいたりということがあっても、それは次の作物の使用農薬としてカウントします。そういう形でこの中には入っています。

【安田委員】

でも、余り徹底されてないな。

【事務局】

いや、そんなことないですよ。制度の中では徹底されていますけれども、その栽培した後に除草剤をまくべきではない、雑草の種類にもよりますけれども、ものによってはそのうち枯れてしまうというのも冬に向うわけですから当然あったりしますので、種をつけるとかつけないという問題もあるのですけれども、そういうことで基本的には余りまかずに、栽培せずに、作物を収穫したのなら、そのまますき込むということも当然できますので、除草剤は余りまか

ないようにという指導はさせていただいているつもりでございますけれども。

【増田会長】

はい、ありがとうございます。公式の見解は今言われたような形で、5ページのところがそうであるということですね。

そのほかいかがでしょう。では、成田委員、お願いします。

【成田委員】

2点ほどお伺いいたします。

まず、今度からの水田活用の転作の農産物をつくられるようになりましたが、その部分への環境こだわり農業へのアプローチということはなさっていらっしゃるのかどうか。そして、この環境こだわり農業の目標の中に、それはその部分、ヘクタール、面積としては入っているのかどうかということがまず1点。

それと最近、こだわり滋賀ネットワークの会員の農家さんなのですが、この10年間、環境こだわり農業をやってきて非常に内容が変わってきて、私たちも技術の面でも大体すごくやりやすくなってきましたということで、環境こだわり農業を非常に評価していらっしゃる方たちなのですが、それで今は5割削減というのが今や8割削減できちりできるようになりましたというお声を聞いて、非常にうれしいなということが1つ。

そのかたわらで、非常に気がかりなことが、生産者の方で最近の環境こだわり農業の看板を田んぼに立てているけれども、本当にちょっと怪しい人もいるのよというようなささやきを聞いたりするのです。私たちが現場に行くと。私たち消費者として、環境こだわり農産物、そして環境こだわり農業というのは非常に評価しておりますし、いつも応援している立場としては、現場でそういう声を伺うということは非常に心配です。それで、多分確認責任者の方と県の方と生産者の3者で現場でいつも確認するというので、いつ確認なさるのですかと伺ったら、植えつけ前と稲刈り前。井狩さん、そうですか。

【井狩委員】

直前ぐらいですね。

【成田委員】

そういうふうにお伺いしたのですが、私たちは環境こだわり農業を非常に支持していますのに、生産者からそういう危うい声が出てくるというのは、本当に私たちとしても心配です。その辺の確認の仕方というのを、看板にはちゃんと確認責任者のお名前とか書いてあるのですか、どうですか。その辺をちょっとお伺いしたいです。

以上、2点です。

【増田会長】

これについては、ちょっとお答えいただいたほうがいいかもしれませんね。いかがでしょうか。

【事務局】

1点目ですけれども、水田野菜の取り組みに対して環境こだわり農業がどういうふうにかかわっているかということによろしいでしょうか。

今、県のほうでも特に滋賀県の場合は水田が多くて、野菜の作付あるいは県内の自給率が低いということで、水田を使って野菜の生産振興をしていこうということで取り組みを進めております。それも目標はいろいろ持っておるのですけれども、新たに水田で野菜をつくっていただきますので、まずは収量であったり品質であったりそういう点をきちっと抑えて、経営的に成り立つものをつくっていただく必要があります。すべての水田野菜の事業に取り組んでいただいている皆さんに、環境こだわりの認証に乗ってくださいよというふうに進めているわけではなくて、やはり初心者の方については農薬とか化学肥料を減らす以前に、きちっとした栽培技術を身につけてくださいということで進めさせていただいております。

目標としましては、水田野菜の事業で取り組むことによって増えていく面積の2分の1については、環境こだわりの認証をとっていただくことで、全体にはもちろん進めているのですけれども、目標としましてはそういった事業に取り組んでいただいている中の2分の1については、こだわり認証も合わせてとっていただくというふうな考え方で進めております。

【事務局】

確認につきましては、今、なかなか面積的にはかなり多くて、実際のところ、労力的に大変厳しい中でやっております。体制といたしましては、県が認証しますので県の職員と、確認責任者を置いておりますので、これはJAの職員さんであるとか肥料商の方であるといった方にやっております。あと、国の制度に乗っている場合については、市の職員さんも一緒に入っております。その3者で協力いたしまして、何とか現時点では全筆確認を継続してやっております。必ず看板は立てるよということで周知させていただいておりますので、その体制は守られているというふうには私は信じておりますけれども。

あと、看板を立てておられても、やっぱり断念される方もおられますので、

それは基本的に栽培されていない、農薬を使い過ぎているとかというのを一目で見てわかるということはありませんので、一部においては農協さんの協力を得まして購入伝票などを確認させていただいたりとか、そういうことを含めて聞き取り調査なりもさせていただいてます。それは全員というわけにはいかないので一部ですけれども、そうしたこともさせてもらってますし、もっと言うと、それを補完するために毎年わずかですけれども、経費がかかりますのでたくさんできませんが、残留農薬調査もランダムでさせていただいて、使用農薬の記述が、生産履歴の記述が正しいか否かというのを照合させていただくということで、それも公開させていただいて、おどしではないですけれども、こういうふうにチェックしていますよということをご知らせさせていただいて補完をしているというようなことでさせていただいております。

【増田会長】

今のご意見は、裏返して言うと、認証をしてマークを張るという部分できちんと運用してほしいと、透明性なり厳格性が必要であるということについても基本計画の中で多少触れたらどうですかというふうにも読めるご意見ではあるのですよね。ですから、例えばこの基本方針2の部分でそういったこだわり認証について、より適正な運用をしていきますというようなことをどこかで書くことができれば書いたほうがいいということかもしれませんね。

ただ、問題があることを認めているかどうかは別なのですけれども、それが消費者に対する信頼につながることは間違いなし、これまでの認証の経過を振り返ってみても、それはそれで確認しながら進めてきたことだとは思っていますよね。ちょっと表現は工夫しながらも、もし可能であれば盛り込んでもいいのではないかなと思います。

はい、ありがとうございます。そのほかはいかがでしょうか。

はい、安田委員、お願いいたします。

【安田委員】

二、三点お願いしたいのですが、9ページに「より安全で安心な食の確保推進」とあります。そこにもGAPの推進があるわけですが、生産者からいたしますと、生産履歴記帳ということでこれもやっております。GAPはGAPでありますので、何か滋賀県としましてこのGAPと生産履歴記帳等々を合わせた本件独自の、私どものJA組織としてはSギャップというような言い方で要望しておりますが、そういったものをつくっていただけないかなというの

が1点です。要望です。

それから、11ページのところなのですが、「食育等を通じた環境こだわり農産物の理解促進と利用拡大」とあるのですが、ぜひともこの成果目標のところに、「地域農産物の学校給食への利用を働きかけます」とあるのですが、その目標というのか、数値を入れていただけたらありがたいなという思いがいたします。

それから、13ページの成果目標等の一覧があるのですが、ここの下の基本方針1のところのちょうど真ん中ぐらいに内訳というのがあります。野菜の、あるいは花のところがあつたのですが、わかる人はわかると思うのですが、少量土壌培耕、短径小菊とかここら辺の言葉の解説をしていただけたらありがたいなという思いがいたします。

以上です。

【増田会長】

はい、ありがとうございます。3番目のご質問は僕もよくわからないところがあるぐらいですから、恐らくほとんどわからないのではないかと思います。

いかがでしょうか。3点、ご指摘いただきましたが、1点は私もちょっと前から気になっているところで、GAPの推進と生産履歴記帳とこだわり農産物の認証という3つ関係について余り整理されてないのではないですかということが気にはなっているところではありますが、これについていかがでしょうか。

【事務局】

GAPについては、現在また新しい滋賀県版のGAPということで、チェック項目を含めて方針の改定をしております。

ただ、GAPというのは、生産者自身が事故等を未然に防ぐという目的から、自らが取り組みながらチェックしていくと、それでよりよい経営につながっていくという取り組みでございます。

また、生産履歴というのは、何かあったときに、きちっとその農産物が管理されているとか、そういったところの証拠として置いておくということになると思いますので、同じ様式の中でというのはなかなか難しい部分もあるのですが、GAPの今度の取り組みでもらうチェックの中にはそういったことも含めて、項目全体ではGAPそのものも高度なところにいるという思いがございますので増えてはおりますが、なるべく農業者の皆さんがチェックしやすい、取

り組みやすい内容でお示しをしていきたいということを考えております。

それから、学校給食の部分で目標数値をというお話をいただきました。実は環境こだわり農産物そのものの生産がまだそう多くはございませんということもございます。また、野菜全体の生産量も少ないということもございまして、学校給食の中で環境こだわり農産物がどれくらい使われるかというところを把握する術がなかなかございません。県産農産物の取扱ということだと、そういう成果目標等も出してはいるのですけれども、なかなかそれが環境こだわり農産物に限ってどれだけだというデータ等がとれない状況にございますので、成果目標の中にはちょっと入れづらいという部分がございます。

それから、もう一点、ご指摘いただきました用語のところでございますが、ご指摘いただいたとおり、非常に難しい用語がたくさんございます。本日は、前計画で使っておった用語解説を主につけておりますので、この中でわかりやすいように解説を加えていきたいというふうに思っております。

【増田会長】

はい、どうもありがとうございます。久保委員、お願いします。

【久保委員】

11ページですけれども、継続して利用する率が現状28%と、目標36%というところなのですけれども、結局余り消費者の人たちが、今は継続ですけれども、とりあえず知らない人もおり、まだまだふえないというのがどうしても問題だと思うのですけれども、それはやっぱり流通量が少ないからだと思うのですね。

例えば私の職場の近所のところにJAさんの直売所があるのですけれども、石山に。もう道が流れないほどに、駐車場がたくさんになってます。だから、求めている人は求めていると思うのですけれども、やっぱりそれだけ流通がまだもう一つなのかなと思うのです。

そんなときに9ページのところに、前回もお答えいただいていることなのですけれども、環境こだわり農産物の県内流通を推進するのか、県外にもどんどん出していくのかという話のときに、前回も米については県外にもどんどんとアピールしていったらいいという話をされていたのですけれども、この目標を達成しようと、消費者の人たちにもっと知ってもらおうという目標を達成しようと思えば、スーパーでももっともっと環境こだわりのお米がとにかくたくさん今できているので、お米をどんどんまずは県内に出した方がよいのではな

いかなというほど、お米でさえ普通のスーパーの一部にしかないというのが現状ではないかなと思います。

【増田会長】

海老澤委員、お願いします。

【海老澤委員】

私もこの審議会に参加するようになって、すごく環境こだわり農産物が目につくようになりました。普通の何もついてないのとついてるのがあったら、ついてるほうを買うようになりましてけれども、一般の消費者の方はやっぱりお値段も少し高いですし、どっちかという、ついてない安いほうを選ばれるということですよ。

そうすると、やっぱりもっとも環境こだわり農産物のお野菜なり果物なりがいっぱいないと、選んでもらえる確率も低いということですので、やっぱりいろんなところにその商品が目につくように置いておいてほしいというのが消費者としての思いです。

それと、「おいしが うれしが」キャンペーンなのですが、ほとんどわからないのです。私、コンビニ、セブンイレブンなんかそういう商品が置いてあるのは知っていて、ちょっと新商品、パンとかに使ってあったりしますと、一度試しに買ってみたりするのですが、これがほかのものとう違うのかとか、第3土曜とか書いてありますけれども、本当にキャンペーンがきょうがその日ですよというふうにわかるものというのが何もないというか、旗が立っていたり、ポスターが張ってあったりするわけではないので、ちょっとそこをもう少し見えるようにしてほしいというのが思いです。

それから、初めのほうにちょっと戻りますけれども、農業の有する環境保全機能の維持と増進というところで書いてあります。もともと水田は環境保全として役立っていると思うのですが、水田がどんどんなくなっていくという現実があります。環境こだわり農業を進めるためにもっと農業自体を食いとめるというのですか、先ほど高齢化していて技術がなかなか若い人に伝わっていかないというような話がありましたけれども、そういうことも懸念としてあるのではないかと。だから、環境こだわり農業推進ということは、それは大きいことなのですが、農業自体の水田耕作地を守っていくということ自体も大きな問題ではないかなというふうに思っています。

それから、もう一つですけれども、先ほど私の地域でも看板が立っている

ところと看板の立ってない田んぼがありますよね。それが隣り合っているのです。そうすると、看板のないところは、ひょっとしたらカメムシの防除をしていらっしゃるかもわからない。看板あるところは防除してなくても、風で飛びますよね。そういうところがやっぱり検査できちっと出てくるように、結果としてその看板、環境こだわり農業としてきちっとやっていらっしゃるということが証明されないと、やっぱりその看板を立てていらっしゃる意味もないので、生産品としてシールを張って、ちょっと高い価格で出しているということの裏打ちですよね。そこをどういうふうに消費者に明確にわかるように出してもらえるのかなというのがちょっと心配です。

今、マキノ町というところでは環境こだわり農産物でブドウをつくっているのですが、そのほかの環境こだわり農産物でないものとの違いというのが、消費者にはちょっとわかりにくい。そこをもう少し信頼が置けるようなものを提示してほしいというふうに思っています。

【増田会長】

最後の部分は、だれにどんな形で提示してほしいということになりますか。

【海老澤委員】

この生産物は、この隣のシールのついてない生産物よりも高いのだと。その高いものの価値がどこにあるのかというものをわかるようにしてほしい。そして、選ぶほうもきっちり自信を持って選べるというところがあると思うのです。

【増田会長】

はい、ありがとうございます。もうそろそろ議論を閉じないといけませんが、今海老澤委員が出していただいた点、それから久保委員が出していただいた点、特に供給量が少ない、流通量が少ないという問題ですね。それから、最後にご指摘いただいた点は、マークの信頼性の担保といえますかね、そのあたりはどうかということにつながってくると思いますし、それ以上に大きな問題としては、こだわり農業を進めることも大事だけれども、それ以上に滋賀県農業が衰退しないように何とかしないといけないではないかという問題提起もありました。さらに、「おいしが うれしが」キャンペーンについても若干ご意見をいただきましたが、どうでしょうか。これはなかなか難しいですね。全部答えていたたくのは難しいですが。

【事務局】

この場で全部答えるということは難しいと思いますが、まずとにかく量が少ないということでございます。これは今までも報告等をさせていただきまし

たが、そういうこともありますので成果目標の中に環境こだわり農産物を増やすということで、内訳として各品目を増やすという数値を設定しております。そのためには、現地等の指導でより取り組んでいただくような手はずを整えていきたいというふうには考えております。

それから、海老澤委員のご指摘ですが、これは先ほどお答えしましたけれども、すべてというわけにはいきませんので、抽出の中で毎年サンプリングをしまして、分析をしてその数値を公開しております。必ず防除をするときには、ドリフトと言うのですけれども、農薬が隣の圃場にかからないようにということは、これは農家のモラルとして、常識として日常の指導の中で言っておりますので、なるべくそういうことがないようにしているというふうには理解をしているところでございます。

それから、「おいしが うれしが」あるいは農政そのものの方向につきましては、それぞれの部署で農業振興という立場で考えておりますので、またそういう場面でご報告を申し上げたいというふうに考えます。

【増田会長】

はい、どうもありがとうございます。もうそろそろ次の議題もあるのでこのぐらいでまとめなければいけないのですが、4ページの「大半」か「すべて」かという問題をまだ残したまま来ていますけれども、若干両論ございますので、長期のあるべき姿として理想的な形で示すのであれば、「すべて」という言葉を使っても全く誤っているわけではないので、それはそれで特に問題がないと思いますし、この目指す姿をもう少し短期の10年ぐらいのことをイメージするのであれば、このままでもおかしくはないであろうし、このあたり審議会として結論を出すというよりも、こういう意見があったということで踏まえて対応いただいたらいいのではないかなというふうに思います。結論は必ずしも出さない、申しわけないですけども、そんな形で審議会としては対応したらと思っています。

それから、それ以外にもたくさん積極的なご意見をいただきましたので、改めてまとめはしませんけれども、特に生物多様性や温暖化ガスの排出の問題ですね。それから、先ほど終盤になって出てまいりました制度の信頼性の担保、確保の問題とかという部分は少し注意をして、可能なところがあれば計画の中にも入れ込むことができるのではないかと思います。また、それと関連として

に、逆のケース、今回のように緩和するのではなくて、厳格化するようなケースが審議会に挙がる仕組みというのはあるのでしょうか。それだけ確認しておきたいのですけれども。

【増田会長】

はい、どうもありがとうございます。これまで引き下げた経過というのはありましたかね。それも含めて。

【事務局】

これまでは毎年毎年ということはしてなかったのですけれども、農業農村振興事務所のほうで、基準に対して何か問題等があるかどうかを調査しております。その中で、新しい品目が出てきたと、これについては全く基準がない、あるいは今回のようなケースがあるものについて、中で協議をしながらこれはやはりお諮りしていこうということについてはお諮りしておりますが、減らすという方向でこれまで検討した経緯はございません。

【井手委員】

ですから、現地で問題ありますかと聞かれたら、当然基準を緩くする方向の問題は出てきますよね。ただ、制度自体もそれほどたっていないからいいかもしれないのですけれども、今のままではこの基準はどんどん緩くなることがあっても、厳しくなる仕組みというのはないのではないですか。ちょっとそのあたりが心配です。

【増田会長】

はい、ありがとうございます。このあたりどうでしょうかね。

恐らくこの審議会の仕事になってくるのかなというように思います。制度の発足した当初から恐らく農薬の使用量等については減っていくだろうと。そうなった段階で、次の段階ですね。一定、文字どおり環境こだわり農業がスタンダードになった段階で、次にどうするかという問題については審議会の大きなテーマであるというふうな問題意識はかねてからあるのですけれども、その具体的な進め方については必ずしも整理がされているというふうには考えておりませんので、恐らく審議会の中で委員さんのご提案があるとかというような形で見直しに着手するというような形が、今制度で言うと、一番可能性がある流れだというふうに思います。恐らく現場からなかなか出てきにくいだろうと思います。

一方で、こういう形で環境こだわりの面積を50%にするというのを挙げながら、基準をどうするかという問題もあわせて議論しなければいけないということになると、非常に難しい問題はあるのですけれども、必ずどこかで問題に

なってくるテーマだというふうには思っておりますので。

これはどうですか。事務局としては何かそれ以上の公式見解といたしますか、踏み込んだ発言はございますか。いいですか。

【事務局】

今、ちょっとコメントがありましたけれども、現場は普及が中心になって推進しておりますが、各JAさんなり農家を指導するに当たって、当然いろんな状況を踏まえながら現場の意向をうちが把握して、今回みたいな形で議論していただくというスタンスをとっておりますので、今のところ、そういう意見問題というものがないので挙がってきておりませんが、そういう形のものが会長が今おっしゃったように判断していくということを前提に挙げてくれば、当然この場で検討して議論させていただくというスタンスになるうかと思いません。

井手委員がおっしゃいましたが、現状としてはそういうことがないので何とも申し上げられませんが、当然緩くする、あるいは締めるというのはありかなとは考えております。

【増田会長】

そのほか。橋本委員、お願いいたします。

【橋本委員】

農業を取り巻く環境がほんまに変わってきているんです。10年前、20年前、30年前と。だから、小松菜を1つ例にとったら、夏場つくる小松菜と冬場つくれる小松菜は別のものですわ。はっきり言って、完全に別な技術が必要です。まして、このごろみたいに温暖化になってきたら、今年みたいに35 になってきたら、ほうれん草や小松菜をまいたって全く発芽しないのですわ。だから、これから、ことしの夏なんかやったら、9月、10月、菜っ葉類はほんまにないんですわ。この状態の菜っ葉であれば、生協さんと直売所やったらお金になるけれども、市場に出したら、これははっきり言ってゼロ円。これは市場へ出てきてスーパーさんに売りますね。全部返品ですわ。1円の金にもなりません。

そうしてくると、この前もいろんな問題が懇話会の中でも出ていたのですけれども、ほんまにこの温暖化対策というのは進めていかなあかん部分があるので、特に今、品種改良であったり農業技術はいろんなことをやられているけれども、想定以上の温暖化になってきているので、こういうこともある意味は必要なのかなと。お米の産地かて今後、北海道が一番主産地になるというか、

九州ではお米はとれないようになりかけているのですね。温暖化の中で、7割作、8割作になってきているのです。リンゴでもそうですわ。今は長野県と青森県がやっているけれども、ことしなんて焼きが全部入ってしまって、緯度が上がってきてそこでもできへんような状態になってきている。

そういう問題の中で、今後こういう問題は出てくる問題だと思うんですね。緩くしようとして緩くしているわけではなくて、はっきり言ってこの基準の中でやったら、夏の環境こだわり農産物の野菜というのはつくれないような状態が出てきます。今年なんか菜っ葉は大変ですわ。以上です。

【増田会長】

はい、どうもありがとうございます。改定のルールだとか考え方についてもご発言がありましたが、この作型の見直し自体については特に委員から異論は出ておりませんので、これについては了承するという事で決定させていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、私のほうの司会はこれで終わらせていただきまして、事務局のほうにお返ししたいと思います。どうもご協力ありがとうございました。